



平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年  
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号  
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3260名

被告 関西電力株式会社 外1名

## 上 申 書

平成30年3月20日

京都地方裁判所第6民事部合議ろA係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士

畑

井

雅

史



弁護士

坂

井

俊

介



弁護士

山

内

喜

明



弁護士

谷

健

太

郎



弁護士

酒

見

康

史



弁護士

中

室

祐



御庁頭書事件について、下記のとおり上申いたします。

## 記

本件では、「被告関西電力株式会社は、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1所在の大飯原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機を運転してはならない」（原告らの平成24年11月29日付訴状8頁<sup>1</sup>）との請求がされていますが、このうち大飯発電所1号機及び2号機につきましては、平成30年3月1日をもって廃止いたしました。また、これに伴い、同日、電気事業法27条の27第3項に基づき、経済産業大臣に対して、発電事業の変更の届出を行いました（丙226の1、プレスリリース「大飯発電所1、2号機の廃炉に伴う発電事業変更届出書の提出について」、丙226の2、「発電事業変更届出書」）。

以 上

---

<sup>1</sup> 原告らは平成25年12月3日付訴状、平成27年1月29日付訴状、平成28年1月13日付訴状及び平成29年2月13日付訴状においても同様の請求をしている。